

# 国立大学法人電気通信大学ハラスメント等に係る再発防止等に関する細則

制定 令和8年6月10日細則第2号

## (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学ハラスメント等の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第31条第2項に基づき、ハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）の再発防止その他適切な対応のための対策（以下「対策」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対策の種類)

第2条 対策は、再発防止等のための研修（以下「再発防止研修」という。）、カウンセリング、及び職場・学修環境の改善のための支援プログラム（以下「支援プログラム」という。）とする。

## (対策の対象となり得る者)

第3条 対策の対象となり得る者は、規程第2条第7号に規定する役職員等のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 規程に定める加害者
- (2) 規程に定める被申立人
- (3) 前各号に掲げる者のほか、相談等の状況からハラスメント等に関する不適切な行為を行った疑いがあると認められる者

## (対象者の決定)

第4条 前条に定める対象となり得る者のうちから、ハラスメント等防止・対策委員会の議を経て学長が対象者を決定する。

## (実施区分)

第5条 学長は、前条の決定に基づき、対象者に対し通知の上、次の各号に掲げる区分に応じ、対策を講じるものとする。

- (1) ハラスメント等の事実が認定されたとき
  - ア 再発防止研修を受講させる。
  - イ カウンセリングを受けることを勧奨する。
- (2) ハラスメント等の事実が認定されなかったときであっても、複数回の相談若しくは被害申立てがなされた場合又は相談若しくは被害申立てに係る状況について職場・学修環境の維持の観点から是正が必要と認められる場合
  - ア 支援プログラムを受講させる。
  - イ カウンセリングを受けることを勧奨する。

## (実施方法)

第6条 対策は、ハラスメント等防止・対策専門部会において、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 再発防止研修及び支援プログラム 専門の機関等への委託により行うものとする。
- (2) カウンセリング 保健管理センター等のカウンセラーにより行うものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、対策に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和8年6月10日から施行する。